

# きのこ農家の皆様へ

これまで「きのこ」を対象とした国のセーフティネットはありませんでした。

平成31年1月から、「きのこ」を含め、**全ての農産物を対象に、万一の収入減少を補てんする収入保険が始まります！**

## 収入保険の仕組み

- **青色申告**を行っている農業者（個人・法人）が対象です。  
※青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- 自然災害はもちろん、価格の低下などを含め、**きのこ（原木・菌床など形態は問いません）等の販売収入の減少を広く補償**します。

例えばこんな時・・・



※病気やケガできのこの収穫ができない場合や、きのこの運搬中に事故が生じた場合等も補償します。

- 保険期間の収入が基準収入の**9割**を下回った場合に補てんします。
- **保険料率は1.08%**（50%の国庫補助後）です。  
また、自動車保険のように、**保険金を受け取らなければ毎年保険料率が下がっていきます。**

詳しい内容については、お近くの農業共済組合等又は農林水産省経営局保険課（03-6744-7147）へお問い合わせください。

# 収入保険制度の概要

- ・収入保険は、平成31年1月からスタートします。

## <収入保険の具体的な仕組み>

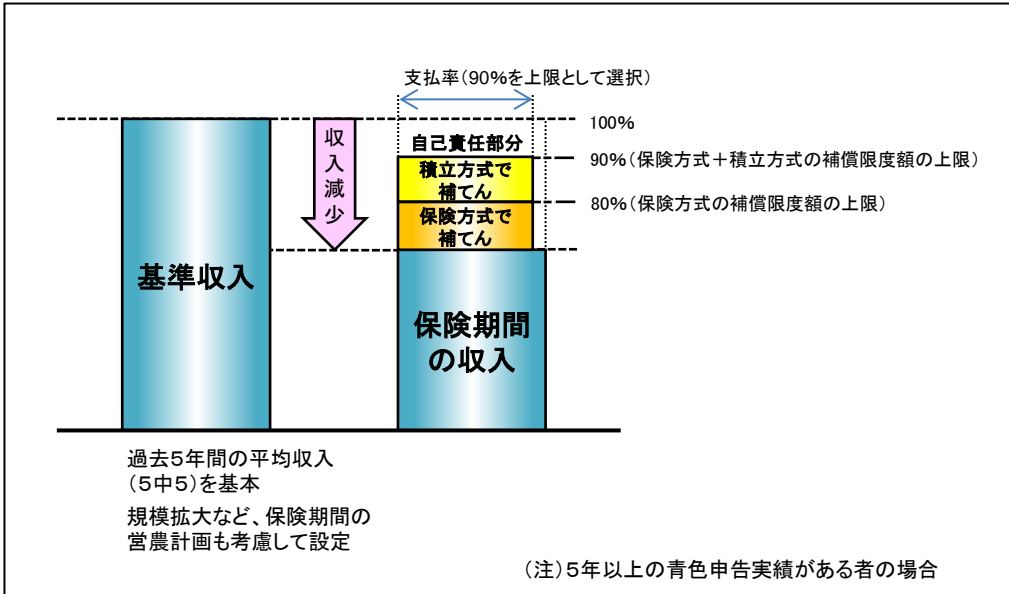
収入保険は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする保険です。

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。  
※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。  
※ 簡易な加工品（精米など）は含まれます。  
※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。  
※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。
- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。  
※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。  
※ 補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。  
※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）  
※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%（50%の国庫補助後）です。保険料率は、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率の段階が下がっていきます。  
※ 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

## <収入保険の補てん方式>



## 基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度90%(保険80%+積立10%)、支払率90%を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金

補てん金額

<加入1年目>

・ 保険料 (掛捨て)	7.8万円
・ 積立金 {掛捨て ではない}	22.5万円
・ 事務費	2.2万円
合計	32.5万円

収入減少の程度 (保険期間の収入)	補てん金の 合計	保険方式 (保険金)	積立方式 (特約補てん金)	補てん金を含めた 保険期間の収入 (対基準収入)
20%(800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円(89%)
30%(700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円(88%)
50%(500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円(86%)
100%(0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円(81%)

※ 事務費には50%の国庫補助があり、加入者割（1年目4,500円、2年目以降3,200円）、補償金額割（保険金額及び積立金額1万円当たり22円）です。